

検討資料〔抄〕 (活動計算書及び貸借対照表)

- 活動計算書……………P2～5
- 貸借対照表……………P6～7

凡例

1. 本資料の様式例は、「NPO法人会計基準策定プロジェクト最終報告(2010.7.22)」から抜粋した。
2. 本資料中、「所轄庁の手引きにおけるチェックポイント」とは、内閣府、都道府県及び政令指定都市が作成した手引きにおいて、記載されている項目を抽出したものである。
3. 本資料中、「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイントとは、愛知県が2007年に実施(特定非営利活動法人ボランティアネイバーズが受託)した「愛知県NPO法人財務分析・会計支援事業」の調査報告書において、記載されている項目を抽出したものである。
4. 本資料中、「NPO法の運用方針」における認証基準(監督基準)とは、2003年に内閣府が公表した左記文書のうち、会計に関する運用上の判断基準を抽出したものである。
5. 各計算書類の論点等のうち、明朝で表記しているものは再掲しているものを示す。

活動計算書

活動計算書

(特定非営利活動に係る事業のみ行っている場合)

● **活動計算書の位置付け・役割**
 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、
 ・本書類の作成目的
 ・本書類の役割
 などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

(名称) ××××
活動計算書
 ××年××月××日から××年××月××日まで
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	700,000	1,000,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		500,000
3. 事業収益		
自主事業収益	3,200,000	
受託事業収益	4,100,000	7,300,000
4. その他収益		
受取利息	1,000	
為替差益	9,000	
雑収入	40,000	50,000
経常収益計		8,850,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,300,000	
臨時雇賃金	1,500,000	
法定福利費	350,000	
人件費計	5,150,000	
(2) その他経費		
売上原価	300,000	
業務委託費	1,000,000	
旅費交通費	150,000	
地代家賃	1,350,000	
減価償却費	150,000	
その他経費計	2,950,000	
事業費計		8,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	600,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
消耗品費	60,000	
地代家賃	450,000	
減価償却費	50,000	
支払手数料	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	710,000	
管理費計		1,310,000
経常費用計		9,410,000
当期正味財産増減額		△ 560,000
前期繰越正味財産額		3,260,000
次期繰越正味財産額		2,700,000

受取会費は必要に応じて正会員受取会費、賛助会員受取会費など内訳表示をすることができます。受取会費については、Q&A12-1～12-3をご参照ください。

事業収益は、自主事業収益、受託事業収益に区分するほか、事業の種類ごとに区分して表示することもできます。

為替換算による差益を記載します。為替差損がある場合には相殺して表示します。為替換算の方法については、Q&A21-1をご参照ください。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けま。事業費と管理費の意味については、Q&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、Q&A14-2をご参照ください。

事業の種類別の表示は「財務諸表の注記」で行います。事業別に表示するかどうかについては、Q&A22-1をご参照ください。

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けたうえで、支出の形態別(給料手当、通信運搬費など)に内訳を記載します。

商品売買の処理については、物品販売の割合が小さい場合には、三分法を使用せず、活動計算書には「売上原価」のみを表示します。詳細はQ&A18-1をご参照ください。

固定資産を購入した場合には、活動計算書には計上せず、貸借対照表に計上します。固定資産のうち、時の経過などにより価値が減少するものは、減価償却費を計上します。減価償却費の計算方法は、Q&A20-1をご参照ください。

NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用がある場合には、「経常外収益」「経常外費用」を記載しますが、該当する項目がない場合には、省略することが可能です(経常外収益、経常外費用の記載方法は、記載例3をご参照ください)。

当期の正味財産の増減額を示します。

前期の活動計算書の「次期繰越正味財産額」を記入します。

貸借対照表の「正味財産の部合計」に一致します。

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動計算書

○ NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない用途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、「NPO法人会計基準」でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることによりか。

○ 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

○ 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費
 原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。

○ 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

○ 事業費と管理費を適切に区分しているか。

○ 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。

○ 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

活動計算書
(特定非営利活動に係る事業とその他の事業を行っている場合)

(名称) ××××

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

定款上、その他の事業を記載している場合には、区分して表示します。

特定非営利活動に係る事業とその他の事業を合算した全体の数字を明示します。

定款にその他の事業を掲げているが、実際にはその他の事業を行っていない場合には、その他の事業の欄を設ける必要はありません。

経常外収益、経常外費用には、NPO法人の通常の活動以外によって生じる収益・費用を記載します。企業会計の特別利益・特別損失に相当するものです。該当する項目がない場合には、省略することも可能です。詳細は、Q&A9-2をご参照ください。

その他の事業で得た利益を特定非営利活動に係る事業に振替える場合には、「当期正味財産増加額」の上で、「経理区分振替額」を計上します。

貸借対照表の「正味財産の部」の合計額と一致します。

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000		400,000
賛助会員受取会費	1,690,000		1,690,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	500,000		500,000
3. 事業収益			
A事業収益	5,000,000		5,000,000
B事業収益	8,000,000		8,000,000
C事業収益	3,600,000		3,600,000
D事業収益		1,000,000	1,000,000
4. その他収益			
受取利息	1,000		1,000
雑収入	49,000		49,000
経常収益計	19,240,000	1,000,000	20,240,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,300,000	150,000	5,450,000
臨時雇賃金	3,000,000		3,000,000
法定福利費	700,000		700,000
人件費計	9,000,000	150,000	9,150,000
(2) その他経費			
業務委託費	2,600,000	40,000	2,640,000
旅費交通費	300,000	50,000	350,000
地代家賃	3,000,000		3,000,000
減価償却費	400,000		400,000
雑費	200,000		200,000
その他経費計	6,500,000	90,000	6,590,000
事業費計	15,500,000	240,000	15,740,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		1,200,000
給料手当	1,200,000		1,200,000
人件費計	2,400,000	0	2,400,000
(2) その他経費			
業務委託費	1,500,000		1,500,000
地代家賃	600,000		600,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	2,200,000	0	2,200,000
管理費計	4,600,000	0	4,600,000
経常費用計	20,100,000	240,000	20,340,000
当期経常増減額	△ 860,000	760,000	△ 100,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	200,000		200,000
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計	200,000	0	200,000
経理区分振替額	760,000	△ 760,000	0
当期正味財産増減額	△ 300,000	0	△ 300,000
前期繰越正味財産額	1,800,000	0	1,800,000
次期繰越正味財産額	1,500,000	0	1,500,000

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動計算書

○ NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない用途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、「NPO法人会計基準」でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることでよいか。

○ 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

○ 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費
原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。

○ 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

○ 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別葉で作成。

○ その他の事業において収益が生ずる場合は、各会計収支計算書において、「その他の事業会計」から「特定非営利活動に係る事業会計」への繰入れが明らかになるような科目を記載。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

○ 事業費と管理費を適切に区分しているか。

○ 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。

○ 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

○ その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

○ その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用方針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

○ 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

○ その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

○ その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていない場合。

○ 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

活動計算書 (NPO法人に特有の取引等がある場合)

(名称) ××××

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	5,000,000	
賛助会員受取会費	850,000	5,850,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	7,500,000	
資産受贈益	2,000,000	
施設等受入評価益	828,000	10,328,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	4,000,000	
受取国庫補助金	2,000,000	6,000,000
4. 事業収益		
A事業収益	2,000,000	
B事業収益	5,000,000	
C自治体受託事業収益	5,500,000	12,500,000
5. その他収益		
受取利息	101,000	
雑収入	49,000	150,000
経常収益計		34,828,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	14,500,000	
法定福利費	1,500,000	
人件費計	16,000,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	1,800,000	
旅費交通費	1,450,000	
通信運搬費	550,000	
地代家賃	1,000,000	
施設等評価費用	828,000	
減価償却費	500,000	
支払寄付金	5,100,000	
その他経費計	11,228,000	
事業費計		27,228,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	2,000,000	
法定福利費	100,000	
人件費計	2,100,000	
(2) その他経費		
通信運搬費	250,000	
消耗品費	250,000	
地代家賃	200,000	
減価償却費	100,000	
雑費	100,000	
その他経費計	900,000	
管理費計		3,000,000
経常費用計		30,228,000
当期正味財産増減額		4,600,000
前期繰越正味財産額		10,400,000
次期繰越正味財産額		15,000,000

使途が制約された寄付金を受け入れた場合には、原則として経常収益の部に「受取寄付金」と計上し、その受入額、使用額、期末残額等を注記します。ただし、重要性が高い場合には、活動計算書を指定正味財産の部と一般正味財産の部に分けて表示します。具体的な会計処理については、Q&A27-2をご参照ください。

棚卸資産や固定資産の現物寄付を受けた場合には、公正な評価額で計上します。公正な評価額については、Q&A24-1をご参照ください。

補助金や助成金も対象事業及び実施期間が定められているものは、使途が制約された寄付金等として、その受入額、使用額、期末残額等を注記します。詳細は、Q&A28-1、29-1をご参照ください。

無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合や、ボランティアを受け入れている場合で、外部資料等によって客観的に把握できる場合には、収益の部に「施設等受入評価益」「ボランティア受入評価益」として計上するとともに、費用の部に「施設等評価費用」「ボランティア評価費用」と計上することができます。この記載例は、「施設等受入評価益」だけを活動計算書に計上し、ボランティア受入評価益は活動計算書には計上せず、財務諸表に注記する方法を例示しています。詳細はQ&A25-1、26-1～5をご参照ください。

貸借対照表の正味財産の部の合計と一致します。

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 活動計算書

- NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない使途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、「NPO法人会計基準」でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることでよいか。
- 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。
- 「NPO法人会計基準」では、無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合において、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」に注記をした上で、活動計算書への計上も可能とされている。他方、会計の信頼性確保の観点から、不適切な計上は排除する必要がある。実務慣行の成熟を待つ部分が多いとはいえ、その積み重ねが適切に行われるよう「NPO法人会計基準」を踏まえ、より具体的な目安を示すことができないか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント(収支計算書)

- 「事業費」=各事業に要する経費 「管理費」=法人運営に関する経費 原則として、事業費の支出額より管理費の支出額が大きいことは認められない。
- 事業費は定款に規定されている事業ごとに記載。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント(収支計算書)

- 事業費と管理費を適切に区分しているか。
- 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。
- 収支計算書の末尾は貸借対照表と一致しているか。

● 「NPO法の運用方針」における認証基準

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。
- 管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

● 「NPO法の運用指針」における報告徴収等の対象となり得る監督基準

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。
- 管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

貸借対照表

貸借対照表

● **貸借対照表の位置付け・役割**
 特定非営利活動促進法第27条の会計原則の規定及び「NPO法人会計基準」を踏まえ、
 ・ 本書類の作成目的
 ・ 本書類の役割
 などについて、手引きの利用者に対して分かりやすい説明を付す。

貸借対照表
 ××年××月××日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	2,300,000	
〇〇援助事業用預金	3,000,000	
流動資産合計		5,300,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	1,500,000	
有形固定資産計	1,500,000	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	200,000	
無形固定資産計	200,000	
(3) 投資その他の資産		
〇〇基金事業用預金	10,000,000	
投資その他の資産計	10,000,000	
固定資産合計		11,700,000
資産合計		17,000,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	130,000	
前受助成金	1,000,000	
預り金	100,000	
流動負債合計		1,230,000
2. 固定負債		
役員借入金	770,000	
固定負債合計		770,000
負債合計		2,000,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	10,400,000	
当期正味財産増減額	4,600,000	
正味財産合計		15,000,000
負債及び正味財産合計		17,000,000

用途が制約された寄付金等により取得した資産や、法人自らが特定の目的のために所有することとした預貯金や有価証券等は、その用途がわかる名称で、流動資産の部、固定資産の部にそれぞれ表示します。詳細はQ&A27-3をご参照ください。

現物寄付を受けた固定資産は、公正な評価額で貸借対照表に計上し、減価償却を行います。

対象事業や実施期間が定められていて、未使用額の返還義務が規定されている補助金や助成金については、事業年度末における未使用額を負債の部に計上します。Q&A28-1をご参照ください。

活動計算書の「次期繰越正味財産」と一致します。

● 「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の今後の検討に当たって

☆ 貸借対照表

○ その他の事業を実施しているNPO法人の貸借対照表の区分表示の取り扱いをどのようにすることが適当か。所轄庁の監督上求めている事項であるが、市民への情報開示、法人や所轄庁の事務負担にも配慮しつつ、その必要性を吟味することが必要ではないか。単になくすのではなく、別途注記などで対応できることはないか。

○ NPO法人では寄附金の取り扱いが重要であり、寄附者の意思が明らかな多額な寄附など一定の場合には、注記ではなく、正味財産の内訳表示をしてもよいのではないか。あるいは、特に寄附の重要性が高い認定NPO法人についてのみ求めることなども考えられないか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

○ 認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化(貸借対照表における正味財産の内訳表示)や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

● 所轄庁の手引きにおけるチェックポイント

- 定款上に「その他の事業」がある場合は、「特定非営利活動に係る事業」と区分して別葉で作成。
- 残高がない場合でも「0」として作成。

● 「NPO法人の財政状態及び会計処理の現状について」におけるチェックポイント

- 「資産の部」と「負債の部」は適切に区分されているか。
- 「資本金」「未処分利益」「配当」等の用語を使用していないか。
- 「前期繰越正味財産」は前期末の正味財産と一致しているか。
- 「正味財産合計」は収支計算書の末尾と一致しているか。
- 「資産合計」は「負債及び正味財産合計」と一致しているか。